

## 平成28年度事業計画書

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

### I. 基本方針

本財団は、「デザイン保護は創作の支援」との立場から各事業を実施し、商品開発の活性化を通じて陶磁器産業の持続的な発展に貢献したいと考えています。

また、意匠権や商標権、著作権など、知的財産権に関わる様々な相談窓口として広く対応していきます。

### II. 事業計画の概要

#### 1) 陶磁器のデザイン及び裏印の保全登録事業

食器・ノベルティ・タイルのデザインと裏印の保全及び模倣防止について以下の事業を行う。

##### (1) 食器、ノベルティ、タイルの新規デザインと裏印の保全登録事業

新規デザインと裏印を本財団に保全登録し、模倣防止を図る。

陶磁器意匠の保全登録は下記の2制度を取り入れる。

##### ① 実施中の保全登録制度

申請に基づき、意匠審査を実施し、保全登録出来る意匠を登録。

保全登録は1年ごとに更新し、保全期間は、登録者の希望する期間。

##### ② 当年度から開始する「予備登録制度」

申請に基づき、登録者・申請意匠・受付日付を登録する。

登録更新は1年ごと、有効期間は申請から3カ年。

新制度の実施に向け、広報・情報発信に努める。

##### (2) 登録した新規デザイン・裏印の公示

1-① 「保全登録制度」：登録した新規デザイン及び裏印の公示は、本財団ホームページにて行い、登録品の周知徹底に努める。

1-② 「予備登録制度」：登録者・受付日及び申請意匠の種類を、本財団ホームページに公示する。申請意匠の写真等は掲載しない。

##### (3) カタログの受入

事業者からのカタログ、パンフレット等を受け入れて、本財団の受付日

付を「公知日」とし、当該カタログ掲載製品と同一または類似のデザインの模倣防止や権利化防止に役立てる。

(4) 陶磁器デザインや商標などの啓発及び模倣防止対策

- ① 登録意匠・裏印の模倣問題への対処には、顧問弁理士・弁護士の協力を得て対応する。
- ② 意匠権や商標権、著作権など、知的財産権に関わる相談に対応する。特許庁への出願についても、相談者が希望する場合には支援する。
- ③ 不正競争防止法について、顧問弁理士・弁護士の協力を得て研究し、取り組む。

(5) 上記事業の実施に際して必要な事業

2) 「陶磁器意匠データベース(食卓台所用品)」の公開及びデータ追加

平成25年5月着手、平成27年10月、約7万8千件の保全登録意匠のデザインデータベースをまとめた。本データベースを維持管理し、未登録データの追加を行う。本財団 HP に継続公開して利用希望者に対応する。

3) 陶磁器のデザイン及び裏印に関する資料や情報等の収集及び提供の事業

(a) 陶磁器のデザインや裏印に関する情報の提供

保有する意匠登録及び意匠認証の各資料、裏印資料(昭和初期、戦争直後、裏印認証)をもとに、陶磁器愛好家からの問合せに対応する。

(b) 陶磁器デザイン・陶磁器関係専門書の一般公開

参考図書として収集した内外のデザイン図書、陶磁器関係専門書2千数百冊について、蔵書リストをHPにて公開し、希望者の閲覧に供する。

4) 陶磁器デザインに関するセミナー事業

陶磁器デザインと意匠権に関する講演会、あるいはデザイン開発者とその育成、そして陶磁器ファン層の拡大に貢献できるような講演会を開催する。本年度「デザイン講演会」は、瀬戸市にて6月開催を予定している。

5) 以下の取り組みについて検討を行う

- ① 「裏印(銘版)データベース」の構築について
- ② 保全登録意匠のうち、「ノベルティ分野のデータベース」の構築について

(以上)